

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、経営管理体制を整備し迅速な意思決定と適切な業務執行を行なうと共に、経営の健全化と透明性を高める経営監視システムを強化し、機能させることが極めて重要であると認識しております。

当社は、「世界中の人々の喜びのためにクリエイティブな美しさを宿したジュエリーを創造し提供し続ける」という経営理念に基づき、従業員一人ひとりが日々の活動を行っており、お客様や株主をはじめとしたステークホルダーの信頼維持のため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。同時に、経営管理体制の整備にあたっては事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適切な情報公開を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2】

当社の現在の株主構成として、機関投資家や海外投資家比率が些少であるため、コスト等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用を含む議決権の電子行使や招集通知の英訳を実施しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則1-2】

当社は、株主名簿に記載又は記録されている議決権を有する株主を議決権の行使が可能な株主としており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことは認めておりません。しかし、今後の実質株主や信託銀行等の動向や情勢を注視し、対応について引き続き検討します。

【補充原則2-2】

取締役会としてのレビューは実施しておりませんが、当社が存続し続けるには経営の基本方針にある精神が不可欠であることは、日々の業務活動の中で社員は十分に認識しており、根付いていると判断しております。

【補充原則2-4】

当社は、従業員を対象とした外部研修を実施しております。その時における研修テーマ、対象者を定め、多様な人材育成に取り組んでおります。しかしながら、女性・外国人の管理職登用、人材育成方針、社内環境整備方針とその実施状況を開示できるまでには至っておりません。まずは、従業員における多様な人材育成が整い次第、順次取り組んでまいります。

【原則2-6】

現在、当社では企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございませんが、今後、企業年金の導入を検討する際には、それぞれの運用リスクを鑑み、運用担当者に適切な人材を配置し、運用機関に対して適切なモニタリングを行うことや、従業員の投資教育を継続的に実施するなど、企業年金導入時における体制整備に努めます。

【補充原則3-1】

当社は、現状の外国人株主比率は極めて低く、株主総会招集通知、決算説明会資料等の英文開示は行っておりません。今後、必要に応じて検討いたします。

【補充原則3-1】

中長期的な企業価値向上に向け、自社のサステナビリティへの取り組みが重要課題であると認識しております。当社では、消費エネルギーの削減を掲げ、製造過程の見直しや省エネ活動等の実施と施策管理を行っております。今後の経営計画策定においては、人的資産および知的財産への投資等について検討を進め、積極的な開示に取り組んでまいります。

【補充原則3-2】

() 当社の監査役会は、外部会計監査人(候補)の評価に関する特定の評価基準を策定しておりませんが、具体的な監査の実施状況や個々の監査報告等を通じて、外部会計監査人の職務の実施状況を適切に把握・評価しております。

() 当社の監査役会のうち2名は社外監査役で、かつ各々独立した弁護士・会計士の職にあり、両名が有する法務および財務会計に関する高い専門性、幅広い知識と経験を活用しつつ、常勤の監査役と協力して、外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについて適切に確認しております。

【補充原則4-1】

当社の取締役会は、最高経営責任者(CEO)である代表取締役社長の後継者の計画については、現任者との適切な交代時期を考慮しつつ、人格・識見・実績等を勘案し、後任候補者の中から最適な人物を選定することとしております。

【補充原則4-3】

現在、最高経営責任者(CEO)を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続は特に定めておりませんが、重要な不祥事や著しい経営不振等が発生した場合、必要に応じて、社外取締役が出席する取締役会で適切に対応してまいります。

【原則4-8】

当社は、社外取締役1名と社外監査役2名を独立役員として届け出をしております。独立社外取締役の選任については、当社の規模、当社取締役会の規模を鑑み、現時点では1名のみとしておりますが、今後当社をとりまく環境の変化により、独立社外取締役を増員する必要がある場合には、候補者の選定を検討してまいります。

【補充原則4 - 8】

当社は、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、独立社外取締役及び監査役との間で適宜意見交換会を実施しており、積極的な情報交換・認識共有を図っています。今後、社外取締役の増員と独立社外者のみを構成員とする会合の開催については、検討してまいります。

【補充原則4 - 8】

当社は、独立社外取締役と他の経営陣や監査役会との連絡・連携については、現状の体制で十分機能しており、独立社外取締役は1名体制のため「筆頭独立社外取締役」は選任しておりません。

【補充原則4 - 8】

当社では、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会は設置しておりませんが、取締役会にて利益が相反する重要な取引の精査を行っております。

【補充原則4 - 10】

当社の独立社外取締役は1名であり、取締役会の過半数には達しておりませんが、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。多様性やスキルの観点を含む取締役の指名・報酬につきましては、今後、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【原則4 - 11】

当社は、性別や国籍、職歴、年齢にとらわれることなく、当社で定める指名方針に基づき、取締役候補者の指名を行っております。また、取締役及び監査役については、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しており、多様性を確保した構成となっております。現時点で女性の取締役はおりませんが、ジェンダーや国際性の面での多様性の確保についても検討を重ねてまいります。

【補充原則4 - 11】

当社は必要な知識・経験・能力等を鑑みて取締役候補者の人選を行っております。取締役会の実効性のさらなる向上とスキル等の組み合わせの校正なバランスを可視化できるよう、今後、独立社外取締役を含めたスキルマトリックスを作成し、開示を検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

当社は現在、取締役会の実効性について分析・評価、その結果の概要を開示することは行っておりませんが、各取締役からの意見・要望を取締役会運営に反映しております。今後は、分析・評価の結果の概要に関して、開示を検討してまいります。

【補充原則4 - 14】

当社は、個々の役員の知識や経験を考慮し、期待される各自の役割や責務を十分に果たせるよう、トレーニングを実施しております。今後、そのトレーニング方針や具体的内容についての開示は検討を進めてまいります。

【補充原則5 - 1】

株主との対話を重視する観点から、決算説明会や事業説明、国内外の投資家との面談等には、社長やCFOを含む経営陣が出席し、説明しております。

【補充原則5 - 2】

中期経営計画は、2021年9月17日に発表(2022年9月14日更新)して開示しておりますが、事業ポートフォリオに関する基本方針は今後策定を進め、開示準備ができ次第、開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【基本原則1】

当社は、すべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、公明正大、透明で堅実な経営に徹し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の発信を基本方針としております。

【原則1 - 1】

当社は、すべての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。円滑な議決権行使に当たっては、総会当日の議決権行使 書面による行使 委任状による代理人出席による行使など、株主が多様な方法により議決権を行使できるようにしております。また、バーチャル株主総会を開催できるように定款変更し、株主総会の開催方法の拡充に努めております。

【補充原則1 - 1】

当社における株主総会の可決議案について相当数以上の反対票が投じられたことはこれまでありませんが、今後、一定数以上の反対票が投じられた場合には、取締役会においてその理由・原因について十分に分析するとともに、株主との対話その他の対応の要否について検討いたします。

【補充原則1 - 1】

当社は、自己株式取得などの株主総会決議事項の一部について、経営判断の機動性を確保するため、専門知識を備えた取締役で構成される取締役会の決議により行うことが出来る旨を定款に定めております。また、取締役会は、営業、財務会計、リスク管理等に精通した社内取締役及び社外取締役1名から構成されており、役割・責務を十分に果たすことのできる体制となっております。加えて、弁護士・会計士の職にある社外監査役2名を含む監査役会が取締役会の監視・監督を行っております。

【補充原則1 - 1】

当社は、少数株主が権利を行使する際の手続きについて、社内規程である「株式取扱規程」においても規定するなど、株主の権利行使を妨げることのないように配慮しております。

【原則1 - 2 . 株主総会における権利行使】

当社では、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように集中日を回避した開催日の設定を行っております。また、総会当日に出席できない株主については、議決権行使書の郵送による議決権行使方法を用意しており、株主が議決権を行使しやすい環境を整えております。また、パナソニック株主総会を開催できるように定款変更し、株主総会の開催方法の拡充に努めております。今後は、インターネットによる議決権行使方法の準備についても検討を進めてまいります。

【補充原則1 - 2】

当社は、株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、当社及び東京証券取引所のウェブサイト適確に開示しており、株主総会付議案については、取締役会決議の後、速やかに当社のウェブサイトおよび東京証券取引所の適時開示サービスにて開示しております。

【補充原則1 - 2】

当社は、株主の総会議案の十分な検討期間の確保に努める一方、会計監査人による適切な監査時間の確保にも留意しつつ、法令で定められた期限より前に、招集通知の発送及びTDnetや自社ウェブサイトでの公表を行っております。招集通知発送前のTDnetや当社ウェブサイトでの公表については、今後検討を進めてまいります。

【補充原則1 - 2】

当社は、株主による株主総会の上程議案の十分な検討期間を確保し、また、より多くの株主が出席できるよう、いわゆる集中日の開催を避ける等、株主総会関連日程を全体として適切に設定しております。

【原則1 - 3】

当社は、総合的な企業価値の向上と持続的な企業成長を目指しており、経営基盤の強化と成長分野への投資のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への継続的な利益還元を図ることを経営の最重要政策として考えております。また、既存株式の希釈化を招く資金調達を行う場合には、資金用途とその効果を取締役会にて十分に検証し、実施後は株主への丁寧な説明を実施いたします。加えて、株主還元については、安定した配当を実施し続けることを最優先とし、まずは復配を目指し、収益力の向上に努めております。利益水準の持続可能な上昇が認められる場合に、戦略的投資からの利益回収状況も考慮して、配当額を検討してまいります。

【原則1 - 4】

当社は、取引関係の維持・強化が当社の企業価値の向上に資すると判断する場合には政策保有株式を保有いたします。保有の意義が必ずしも十分ではないと判断される銘柄については縮減を図ります。個別の政策保有株式については、毎年、中長期的な視点から取引先との事業上の関係等を精査し、保有継続の可否を審議いたします。また、議決権の行使については、当社の保有目的や当社への影響、当該会社の企業価値の向上に寄与するか等の状況を勘案し、議案ごとに賛否を判断いたします。

【補充原則1 - 4】

当社は、政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合、既存取引の縮減を示唆すること等により、売却を妨げることは行っておりません。

【補充原則1 - 4】

当社は、取引先が政策保有株主であるか否かに関わらず、取引においては合理性を十分に検証しており、会社や株主の利益を害するような取引は行っておりません。

【原則1 - 5】

当社は、現段階においては買収防衛策を導入しておりません。その導入・運用する場合には、株主に対する受託者責任を全うするため、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適切な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行ってまいります。

【補充原則1 - 5】

当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、当社の企業価値の向上に資するものであるか等の視点に基づいて、取締役会において慎重に検討し、速やかに株主に開示します。また、株主の権利を尊重して公開買付けに応じる権利を妨げることはありません。

【原則1 - 6】

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を採用する場合は、取締役会においてその必要性・合理性をしっかりと検討し、関連する法令等に照らして適正な手続きを確保するとともに、必要に応じて株主からの理解が得られるよう、背景と目的について説明を行います。

【原則1 - 7】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競争取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

【基本原則2】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとするすべてのステークホルダーと協議が重要と認識しております。当社の経営理念における「世の為、人の為になる個人であり、企業体であり続ける」を基本としながら取締役会・経営陣はすべてのステークホルダーと適切な協議に努めてまいります。

【原則2 - 1】

当社は、「全従業員の物心両面の幸福と安定を追求致します。世界中の人々の喜びのためにクリエイティブな美しさを宿したジュエリーを創造し提供し続けます。」を経営理念とし、実現するために以下の経営方針を掲げております。

1. 夢あふれる商品を作ります。
2. 造り手の満足、買い手の満足、使用者の満足、この三つの満足が成り立つことだけを行います。
3. 感謝の心を忘れません。
4. 誠実で透明な情報公開を致します。
5. 世の為、人の為になる個人であり企業体であり続けます。

さらに、その方針を実現するために、2025年7月期を最終年度とする3か年中期経営計画「Challenge for innovation」を策定し、当社及び東京証券取引所のウェブサイトにて開示するとともに、決算説明会や事業説明会で内容を説明しております。

【原則2 - 2】

当社は、入社時に経営理念、社是、経営の基本方針に加え、7カ条からなる福澤心訓の意味を伝える時間を取るとともに、週初めの全体朝礼で唱和しております。加えて、コンプライアンス研修や教養冊子の配布を通じて、従業員に十分浸透するように努めております。

【原則2 - 3】

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行っております。詳細については、補充原則2-3 をご参照ください。

【補充原則2 - 3】

当社は、サステナビリティの実現を目指し、使用するダイヤモンドはすべて紛争ダイヤモンドではなく、キンバリープロセスの要件を満たしたダイヤモンドとすること、主力製品であるDancing Stoneの製造工程を自動化したことで使用電力量を削減する等の様々な取組みを実施しております。その他の取組みについては、以下のURLにて、当社ウェブサイトにて開示しております。

(URL: <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02183/1a5503a6/c3bb/4b42/9fdd/563c418b02e8/20211021094939482s.pdf>)

今後は、今までの取組みをさらに一歩進めて、サステナビリティを巡る課題への対応に向けて、全社的なSDGs目標の設定及び具体的な取組みの策定を進めてまいります。

【原則2 - 4】

当社は、女性の活躍促進策として、子育てと仕事を両立するための育児支援、福利厚生の充実等に取り組んでおります。例えば、育児休暇制度の導入や社内でのメンタル面の相談窓口を設ける等、女性社員の職域拡大に努めるとともに、グローバル展開に資する外国人の採用も行っております。

【原則2 - 5】

当社は、社員が組織に制約されずに自由に相談・報告できる窓口「ホットライン」を社内を設置しており、本人の承諾なく会社側に相談者名を伝えるにしないこととしております。ホットラインに届けられた情報はプライバシーを厳守した上で、人事総務課と連携して速やかに事実関係を調査し、必要に応じて是正等の対応を行っております。また、重要な事態と判断される案件につきましては、取締役会及び監査役会に報告され、迅速かつ的確な情報開示と説明義務を果たしてまいります。

【補充原則2 - 5】

当社は、内部通報に係る窓口として社外監査役の弁護士事務所「公益通報窓口」を設けております。通報窓口は、面会・電話・電子メール・郵便等の様々な方法により通報できる体制を整えており、入社時に説明する他、社内に掲示することで社員へ継続して周知しております。また、内部通報があった場合、代表取締役社長及び常勤監査役から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行っております。なお、通報状況は、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告を行う体制となっております。加えて、公益通報者保護法に基づき、社内規定に「公益通報者保護規程」を定めております。

【基本原則3】

当社は、情報開示は重要な経営課題の1つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その考えを实践するため、法令や証券取引所規則に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、当社ウェブサイト等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

【原則3 - 1】

- () 経営理念、経営戦略と経営計画については、当社ウェブサイト及び有価証券報告書で開示しております。
- () 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」で開示しております。
- () 取締役及び監査役の報酬の決定に関する方針と手続については、本報告書の「II. 1. 取締役報酬関係」で開示しております。
- () 取締役候補者については、当社の持続的な発展と企業価値の向上に貢献する資質を備えているかを基準として選定し、社外取締役の答申を経て、取締役会で決定しております。また、監査役候補者については、当社の健全な発展と社会的信用の維持向上に資する資質があり中立的、客観的に監査を行うことが出来るかを基準として選任し、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。解任についても、これら選任の基準に相応しくないことが判明した場合には、同様の手続を行います。
- () 取締役および監査役の候補者の指名については、定時株主総会招集ご通知の参考書類により理由を開示しております。

【補充原則3 - 1】

当社は、情報の開示にあたっては、その正確性、迅速性はもとより、具体的な記載により、利用者にとって付加価値が高く、当社への理解向上に資するように努めております。

【原則3 - 2】

当社は、外部会計監査人の監査により、財務情報の適正性が担保されているものと考えており、会計監査人の監査業務に対し、全面的に協力し、内部監査部門や監査役会との連携確保にも努めております。外部会計監査人においても同様の認識で当社の監査に努めていただいているものと判断しております。

【補充原則3 - 2】

- () 当社は、外部会計監査人の要請に基づき、必要十分な監査時間を提供していると考えております。
- () 外部会計監査人と経営陣幹部との接点につきましては、順次、もしくは必要に応じてヒアリングの場が設けられております。
- () 外部会計監査人と監査役及び内部監査部門とは四半期決算ごとのレビューにおいて情報交換の場を持つ他、必要に応じて随時問い合わせ等の申し入れがなされております。また、社外取締役とは定例の面談機会等は定めておりませんが、必要に応じて面談を実施する体制は整えております。
- () 外部会計監査人が対応の必要な不正等を見つけた場合や不備・問題点を指摘した場合には、経営陣に報告し、重要な影響のある場合には、取締役会に報告するとともに、適時かつ正確に情報を開示することとしております。担当する取締役は外部会計監査人の指摘事項への対応を検討し、是正・改善の必要なものにつきましては直ちに対応しております。

【基本原則4】

当社は、中期経営計画(戦略)等を策定する等、取締役会において企業戦略等の大きな方向性を決定しております。当社では、経営における意思決定の迅速性・効率性及び適切な監督機能を確保するための経営・執行体制の確立に努めております。

【原則4 - 1(1)】

当社は、取締役会において経営理念を実現するための具体的な経営戦略や経営計画等を決定し、毎月開催される取締役会において、経営陣による業務報告が行われ、経営戦略や経営計画等に適合した業務執行がなされているか随時、監督を行っております。

【補充原則4 - 1】

当社は、取締役会規則に取締役会で決議並びに報告すべき事項を定めております。また、業務委任の範囲については、「職務権限規定」により役

職位等に応じたを決裁承認基準を定めております。

【補充原則4 - 1】

当社は、2025年7月期を最終年度とする3か年中期経営計画「Challenge for innovation」を策定し、2021年9月17日(2022年9月14日更新)に公表し、当社ウェブサイトにも掲載しております。なお、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢等を踏まえ、適宜見直しを行い、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、当社及び東京証券取引所のウェブサイトで開示することももちろんのこと、決算説明会や事業説明会等で株主への説明を行ってまいります。

【原則4 - 2(2)】

当社の取締役は直接業務執行を行っており、各々の担当業務について健全な企業家精神に基づき取締役会に提案を行い、多角的な視点から議論を重ね十分な検討の上でリスクの可否を決定しております。なお、取締役の報酬については、直接的な業績連動ではないものの、中長期的な会社の業績や潜在リスクが反映されると考えられる譲渡制限付株式の割当を行ない、健全な企業家精神の発揮を促しております。

【補充原則4 - 2】

当社では、現在中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりませんが、ストックオプションや譲渡制限付株式報酬の付与により、企業価値及び株主価値の向上を意識した経営を促しております。今後も持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するような制度について検討を続けてまいります。

【補充原則4 - 2】

当社では、中長期的な企業価値向上を見据え、また持続可能な視点に立ち、事業活動の全域で、温室効果ガスの排出削減、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの採用等、環境保全に適合した事業活動に取り組んでまいります。

【原則4 - 3(3)】

当社は、取締役会の監督機能を強化のため、社外取締役や監査役の各々が専門的視点に立った客観的な立場から、経営陣による業務状況を的確に把握して必要な意見を述べ、その監督を行っております。また、ネガティブな情報もポジティブな情報も公正に開示するため、重要なリリース内容はIR担当取締役が確認を行い、必要に応じて取締役会へ報告を行っております。加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの報告体制を構築しております。さらに、関連当事者との利益相反取引が生じる場合は、取締役会にて審議を行い、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については、適宜報告を求めています。

【補充原則4 - 3】

取締役会は【原則3 - 1(iv)】で開示した方針と手続に基づき、また会社の業績等の評価を踏まえて、経営陣の選任や解任を適切に実行するよう努めております。

【補充原則4 - 3】

最高経営責任者(CEO)の選解任が会社の最重要の意思決定であることを踏まえ、取締役会は、新CEOの選任議案を、十分に審議した上で、その選解任を適切に決定しております。

【補充原則4 - 3 -】

当社では、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、グループ全体が法令・企業倫理遵守を推進する体制を構築しモニタリングしております。また、リスク管理体制についても、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に則り、起こりうるリスクの事前回避及びリスクが顕在化した場合の被害の最小化を図ることを目的としたリスク管理を行っております。なお、リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役会において、運用状況について、情報共有を図り監督を行える体制としております。

【原則4 - 4】

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、各監査役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務執行の監査等の役割・責務を果たしております。また、各監査役は、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会や経営陣に適切な意見を述べております。

【補充原則4 - 4】

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、常勤監査役が経営会議にも出席するなどして経営に関わる情報等を収集し、社外監査役に対して、自身の知見も加えて解説し、社外監査役の理解を促進するとともに、必要に応じて経営陣等との面談や意見表明を行っております。社外取締役の情報収集活動を支援するための連携につきましては、監査役会が行う経営陣へのヒアリングに社外取締役も出席している他、取締役会全般や取締役会評価、取締役の評価等について意見交換を行っております。今後も、監査役と社外取締役が十分な連携を確保できるよう努めてまいります。

【原則4 - 5】

当社の取締役・監査役は株主への受託者責任を果たすべく、それぞれに期待される役割を様々なステークホルダーと協働して果たすことに努めており、会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また株主への情報開示も適時適切に行っております。

【原則4 - 6】

当社の独立社外取締役は1名ですが、取締役会において自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

【原則4 - 7】

当社は、経営者としての豊富な経験があり、幅広い知見を有している独立社外取締役を1名選任し、当社の経営に対する適切な意見・助言をいただいております。

【原則4 - 9】

当社では、独立社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立役員基準を充足することを独立性の判断基準としております。これに加え、当社の中長期的な企業価値向上に資することが期待できる人材であること、具体的には「経営幹部の経験」等の経営経験を有すること、あるいは「法務・財務会計に関する知見」等の専門性の高い知見を有していることを独立社外取締役の選任に係る判断基準としております。今後、独立性判断基準の開示については検討してまいります。

【原則4 - 10】

当社は、社外取締役を含む取締役会、社外監査役を含む監査役会、会計監査人による外部監査によって統治機能が十分に働いていると考えて

います。

【補充原則4 - 11】

取締役及び監査役の兼任の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」添付書類の事業報告「会社役員の状況」におきまして、毎年開示しております。

【原則4 - 12】

取締役会において、より建設的な議論・意見交換ができるよう、重要な議案は、社外取締役に内容の事前説明を行っております。取締役会に上程される決議事項および報告事項について、社外取締役をはじめとした各取締役から質疑を受け、活発な意見交換がなされております。

【補充原則4 - 12】

当社は、原則毎月1回定期的に取締役会を開催しており、毎事業年度の開始前に取締役会の年間開催スケジュールを決定し、社外取締役を含む取締役全員が当社の取締役会に出席可能なスケジュールの確保に努めております。

また、取締役会に上程される決議事項は、原則として事前に資料が配布され、必要に応じて事前審議されることから、各取締役は、その内容を熟知した上で取締役会に出席しております。なお、取締役会の招集通知において、各議案の審議時間をあらかじめ定め、十分な審議時間を確保しております。

【原則4 - 13】

取締役が適切な意思決定を行うために追加の情報を必要とする場合は、関連部門に情報の提供を求めることができます。監査役については、内部監査部門が監査役補助業務を行っています。

【補充原則4 - 13】

原則4-13をご参照ください。

【補充原則4 - 13】

取締役・監査役がその役割・責務を果たすために、外部の専門家の助言が必要と判断する場合には、適正な範囲内であれば会社の費用負担において、外部の専門家を起用することには何ら障害はありません。

【補充原則4 - 13】

社外取締役・社外監査役への情報提供につきましては、管理部IR担当にて、連絡・調整、必要な対応を行っております。

【原則4 - 14】

取締役及び監査役は、日常より能力向上または自己啓発を目的とした外部セミナー等へ参加しています。また、それらのトレーニング費用については、取締役及び監査役の請求により、会社にて負担しています。

【補充原則4 - 14】

個々の役員の知識や経験に応じて、就任時にトレーニングが必要となる知識は異なることから、一律に新任役員研修を受ける機会を提供してはませんが、当社の役員としての役割や責務を十分に果たせるよう、必要に応じてトレーニングを実施しております。

【基本原則5】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主や投資家との対話を踏まえ、当社の経営に活かしていくことが重要と認識しています。そのため、株主総会を活用した対話促進、半期毎の決算説明会の実施、株主優待制度による当社株式への興味喚起とファン作り等を行っています。また、IR担当役員を中心とするIR体制を整備し、定期的に株主や投資家との対話の場を設け、当社の経営と事業展開について理解を深めていただくことに努めるとともに、株主・投資家の皆様との建設的対話に向けて積極的に取り組む体制を強化しています。

【原則5 - 1】

当社は、株主との対話(問い合わせ等)に関しては、相互理解を深めることと信頼関係を構築するために重要と考えており、対応にあたっては、管理部IR担当を置き積極的に対応しています。

【補充原則5 - 1】

()株主・投資家を含むすべてのステークホルダーに対する公平かつタイムリーな情報開示を行い、コミュニケーションを重視するよう代表取締役社長及びCFOが積極的に関与しております。

()管理部IR担当が中心となってIRを担当しておりますが、決算開示資料の作成、株主向けのウェブサイトの運用等、関連部署と連携を取りながら、株主の皆様との建設的な対話の促進に努めてまいります。

()個別面談以外にも、状況に応じて機関投資家向け説明会やアナリスト説明会を開催し、代表取締役社長及びCFOが直接対話してまいります。

【補充原則5 - 1】

当社は、毎年1月末日及び7月末日を基準日とする株主分布状況表などの各種情報をもとに自社の株主構造の把握を行っております。

【原則5 - 2】

2025年7月期を最終年度とする中期経営計画「challenge for innovation」を策定し、売上高、営業利益等の目標値を定め、当社及び東京証券取引所のウェブサイトで開催しています。合わせて、決算説明会や事業説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、適宜見直しを行う予定で、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、当社及び東京証券取引所のウェブサイトで開催することももちろんのこと、決算説明会や事業説明会等で説明を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社S.Hホールディングス	7,343,900	43.49
土橋 秀位	506,000	3.00
内藤 彰彦	300,900	1.78
奥野 辰也	189,300	1.12
土橋 祥子	186,000	1.10
山口 毅	150,000	0.89
土橋 元気	128,000	0.76
土橋 翼	128,000	0.76
クロスフォー従業員持株会	118,800	0.70
笠松 紀之	108,000	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・株S.Hホールディングスは、当社代表取締役社長である土橋秀位の資産管理会社であります。
・大株主の状況は2022年7月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式798,081株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 スタンダード

決算期

7月

業種

その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新

100人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井上輝男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上輝男			井上輝男氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する有用な提言・助言を求めることができると判断したため、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は監査役による監査及び会計監査人との調整を行い、監査業務の効率性と質の向上を図っております。監査役は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、適宜連携を取り、その結果を取締役会及び監査役会に報告することにより、内部統制の実効性を担保する努力をいたしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村田 真一	弁護士													
大野 崇	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 真一			村田真一氏は、弁護士として法律に精通しており、その専門知識と経験等を当社の監査体制の強化に活かして頂けるものと判断したため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
大野 崇			大野崇氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その専門知識と経験等を当社の監査体制の強化に活かして頂けるものと判断したため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の連結業績に対する貢献意欲や志気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。また、2020年10月23日開催の第33回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の議案を可決いたしました。対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内として設定いたします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社への業績向上への意欲や志気を一層高めるとともに、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬である役員報酬、役員賞与、株式報酬(ストックオプション・譲渡制限付株式報酬)で構成されております。また、これらの支給割合は、業績や管掌職務の職責、職務の執行状況等を総合的に勘案して設定されております。

なお、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役の答申内容を十分に尊重しており、決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、管理部及び経営企画室で行い、社外監査役へのサポートは内部監査室及び管理部で行っております。取締役会の資料は、原則として管理部より事前配付し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役より、監査役監査、会計監査、内部監査室の監査に関する情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

企業統治の体制

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、取締役会から独立した監査役及び監査役会に、取締役会及び取締役に対する監査機能を担わせることで、経営の適切な意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。当社定款において、取締役の員数は7名以内、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までと定めており、取締役会は取締役4名(うち社外1名)で構成されております。また、監査役の任期は法令及び当社定款により選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めており、監査役3名(うち社外2名)で監査役会を構成しております。取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。

また、社外取締役を除く(取締役と主要部門長が出席する経営会議(原則として週1回開催)及び取締役と営業部門が出席する営業会議(原則として週1回開催))を開催し、経営状況と業務運営について審議を行い、経営判断の迅速化と適正化に努めております。内部監査部門として代表取締役の直轄組織に内部監査室を設置しております。各部署及び子会社に対し、内部監査室は適正な運営がなされているか監査を行い、また内部統制体制のモニタリングを実施しております。また内部監査室は、監査役、会計監査人、リスク・コンプライアンス委員会と適宜連携を取り、業務の改善・能率の向上、内部統制体制の構築・改善に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会は、業界や事業に精通した取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について検討等を行っております。

監査役会は、豊富な経験と法律及び会計等専門的な幅広い見識を有している監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、取締役会等の重要会議への出席等を通じて取締役の業務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査室と相互に連携しており、十分な監査機能を確保しております。

よって、現体制において、経営の透明性や公平性を高め、適切なコーポレート・ガバナンスが有効に発揮できるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日開催を避け、多くの株主様が出席できるように配慮していく所存です。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の構成割合により今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて、開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、年次報告書、財務ハイライトなどIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダー(利害関係者)の信頼を得ることが事業拡大の最大の要因であると考え、事業活動を展開しております。絶えず変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、必要な社内規程を整備し、ガバナンスや業務の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境対策として、毎週1回地域のゴミ拾い活動の実施、地域貢献として毎年12月に社屋をクリスマスのイルミネーションで飾り付け、地域の賑わいを創出しております。また、多くの女性の笑顔を守るためにピンクリボンフェスティバルに協賛しております。さらに貧困により満足に食事ができない子供たちを支援するため、フードドライブの実施や本社施設内に設置している飲料自動販売機設置手数料全額をフードバンク山梨へ寄付を行っております。今後も、温室効果ガス排出の削減や再生可能エネルギーの採用など、当社に出来ることからSDGsに寄与して参る方針です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、正確な会社情報を適時適切に開示することが上場会社として極めて重要な責務と考えております。常に株主や投資家の視点で、迅速で正確かつ公正な会社情報の開示を継続的に行っていくことが重要であると考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って以下のように体制を整備しております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性について、内部監査室による内部監査及び内部統制監査、監査役監査等の実施による確認及びその報告並びに是正措置を実施しております。

又、コンプライアンス体制の整備・向上を図るために、グループの全役員を対象とした「コンプライアンス規程」を整備し、コンプライアンスとリスクマネジメント体制の維持ならびに活動を推進していくため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、原則として四半期に1回開催しております。本委員会は、当社の代表取締役社長を議長とし、取締役副社長、取締役に構成されており、法令改正及びリスク情報の収集と分析やリスク管理全般の調整及び事業リスク関連事項の議論等を行っております。

又、当社では役員等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる通報・相談窓口を弁護士事務所とし、不正行為等の早期発見と是正を図ることにより、コンプライアンス体制の強化に向けた体制を構築しております。

ロ. 取締役の業務執行にかかる情報の保存・管理体制

取締役の職務執行にかかる情報の保存は、「文書管理規程」の他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。保管・管理されている情報は、取締役、監査役から要請があった場合に適時閲覧可能な状態を維持しております。

又、情報管理体制については、体制の執行状況を担保するための監査役監査の対象となっております。

ハ. リスク管理体制

当社は、経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらす、当社の経営理念、経営目標及び経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクについての確かな管理・実践を可能にするため「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を制定し、起こりうるリスクの事前回避及びリスクが顕在化した場合の被害の最小化を図ることを目的としたリスク管理を行っております。当社グループにおけるリスク管理体制は、リスクを事前に回避(以下「リスクマネジメント」という。)するための平時における機能を取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会に置き、リスクマネジメント体制として管理部を中心に平時のリスク管理を行っております。

又、緊急時においては、代表取締役社長を対策本部長とする「対策本部」を設置し、その所管部署を管理部とし、緊急事態が発生した場合の被害を最小化するための体制を整えています。又、上述のリスク管理体制に加え、従業員に対してのリスクマネジメント研修を実施することで、リスクへの対応方法等を周知徹底しております。

ニ. 監査役を補助する組織とその独立性について

当社は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査役監査の実効性の確保の観点から、必要に応じて補助使用人を任命しており、当該補助使用人の独立性を確保するため、補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、監査役の補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等に対する監査役の同意権を明確にしております。

ホ. 監査役への報告体制と監査の実効性の向上について

当社は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制確保のため、監査役は、次に掲げる体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請することを「監査役会規程」において定めております。

・監査役を補助すべき使用人に関する事項

・補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

又、監査の実効性を向上させるために、監査役会は、代表取締役と適宜会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。

又、内部監査室、会計監査人とそれぞれ適宜意見交換等を行っており、監査の実効性の向上を図っております。

ヘ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に従い、当社グループ全体の管理及び指導育成を行うものとし、定期的に当社内部監査室による監査を実施しております。また、当社グループにおける内部統制の構築を目指し、内部監査室が、当社及びグループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築しております。また、子会社の業務状況については、各社より定期的に取締役会に報告しております。

ト. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは反社会的勢力との関係を遮断しており、当社の把握する限り現時点において反社会的勢力との関係を持っている事実はありません。

当社は「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力とは業務上の取引関係を含めて一切の関係を遮断し、いかなる場合においても反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを定めております。

また、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、社内に周知、実行するものとしております。

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、経営陣以下組織全体として社内規程に基づき適正に対応するとともに、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携を図り対応を行っていく方針です。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力対応部門の設置

当社は、反社会的勢力の排除に関する業務の対応部門を管理部とし、責任者は管理部長が務めております。

管理部では、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備・研修活動の実施・対応マニュアルの整備・外部専門機関との連携等を行っております。

反社会的勢力からの不当要求等への対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合には「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、「反社勢力に関する情報の報告・対応記録シート」により当該情報を速やかに管理部へ報告・相談し、不当要求への対応を行うこととしております。

反社会的勢力に関する情報収集及び管理体制の確立

反社会的勢力の該当有無確認のための調査は管理部が担当しております。

なお、管理部では反社会的勢力に関する情報についてデータベース化し、一元的に管理・蓄積しております。

外部専門機関との連携体制の確立

反社会的勢力からの不当な要求等に備え、平素から、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関の担当者と意思疎通を図ることにより緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携を図り、対応を行っております。

規程及びマニュアルの策定

「反社会的勢力排除規程」等の関係規程を整備するとともに、有事の際の対応マニュアルを作成しております。

暴力団排除条項の導入

契約書等に、反社会的勢力との取引の排除及び契約解除を容易にさせる趣旨の、反社会的勢力の排除条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では、現在、買収防衛策の導入予定はありませんが、今後検討すべき事項と考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

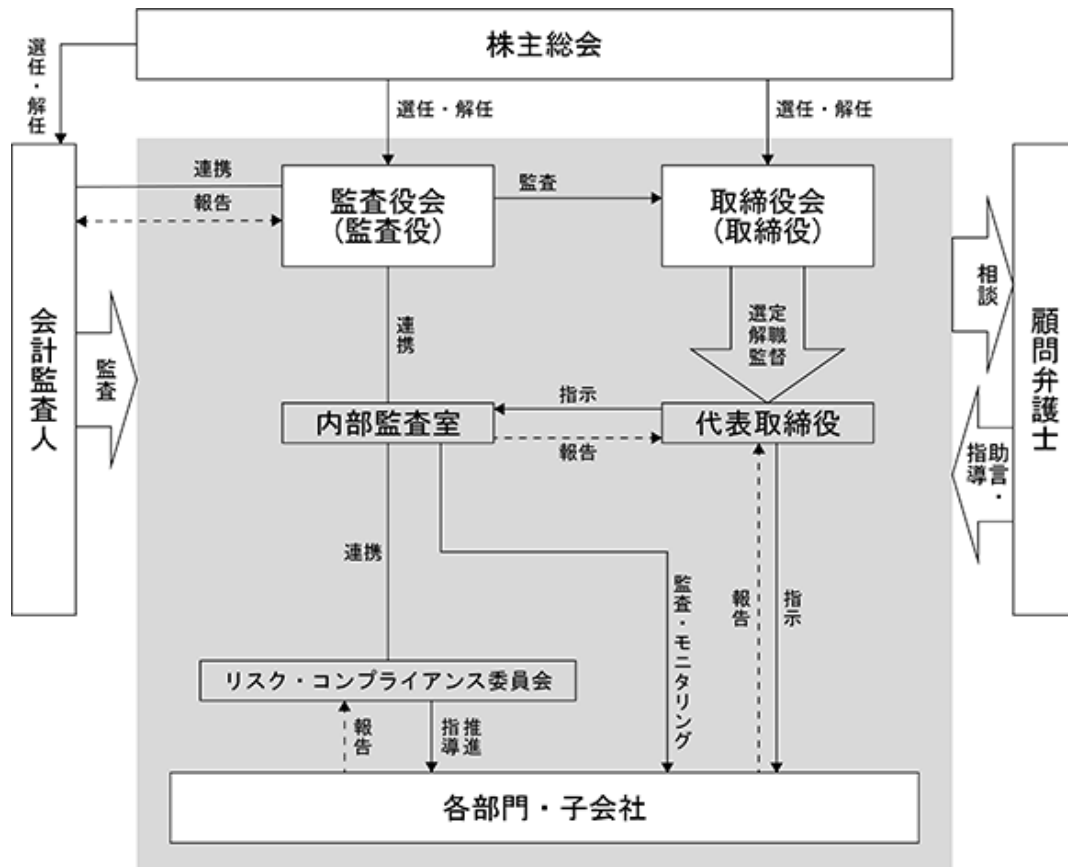
適時開示資料等の管理状況

a 上場後における会社情報に関する適時開示資料や適時開示資料と同様の内容のプレスリリース等について、公表予定時刻より前に外部者が閲覧することができないようにするための対応策(システム上のセキュリティ対策)

適時開示資料等については、適時開示規程及び適時開示資料等管理マニュアルの定めにより極秘情報として扱い、外部からアクセスできない本社ファイルサーバーにおいて、所定の関係者のみがアクセス可能な状態で情報を作成・保管いたします。なお、当社では、適時開示予定時刻以前に外部からのアクセスが可能な公開ディレクトリ等に適時開示資料等を保管いたしません。具体的には、宝印刷株式会社が運営する適時情報掲載支援システムXJ-Storageを導入しておりますので、適時開示情報はTDNetで開示された後、同システムにより人手を介することなく自動的に当社ホームページに掲載されます。

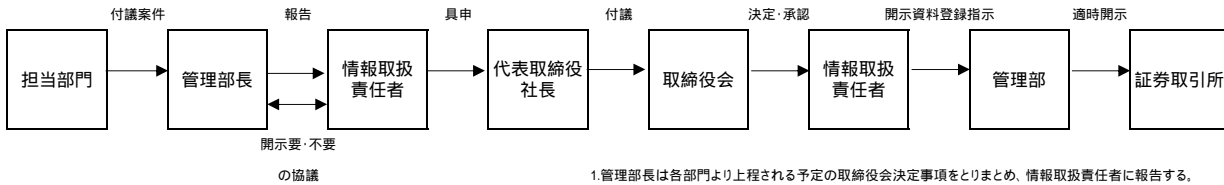
b 上記の対応(当該対応を記載した文書を含む)について、社内での周知方法

適時開示規程及び適時開示資料等管理マニュアルの定めにより、情報取扱責任者は、担当者及び関連部署従業員に対し、公表資料の取り扱いについて万全を期すように周知徹底を行っております。



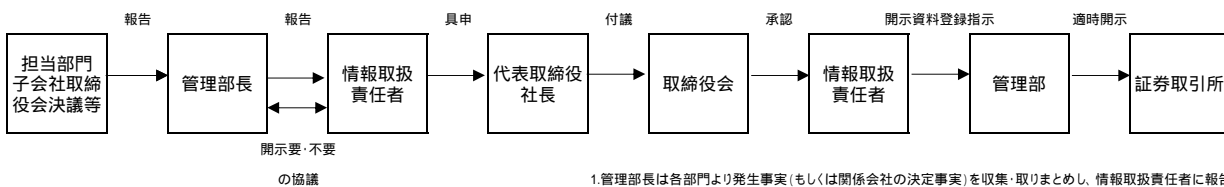
適時開示フロー図

<決定事実>



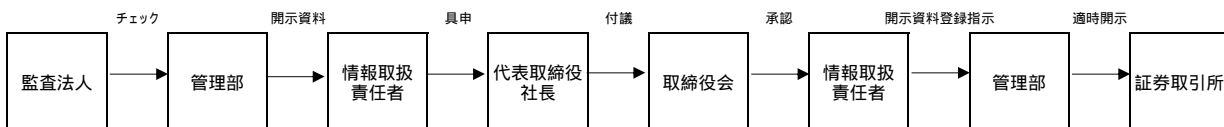
1. 管理部長は各部門より上程される予定の取締役会決定事項をとりまとめ、情報取扱責任者に報告する。
2. 情報取扱責任者は適時開示の要・不要を関係各部署と協議し、開示が必要な場合は管理部長(関係各部署)に開示資料作成を指示する。
3. 情報取扱責任者は資料作成後、開示について代表取締役社長に具申する。
4. 代表取締役社長は取締役会に議案付議を行うとともに開示資料についても了承を求める。
5. 取締役会にて決定・承認後、情報取扱責任者は管理部に開示資料を証券取引所に登録するよう指示する。

<発生事実及び業績、配当予想の修正等ならびに子会社等決定事項>



1. 管理部長は各部門より発生事実(もしくは関係会社の決定事実)を収集・取りまとめし、情報取扱責任者に報告する。
2. 情報取扱責任者は適時開示の要・不要を関係各部署と協議し、開示が必要な場合は管理部長(関係各部署)に開示資料作成を指示する。
3. 情報取扱責任者は資料作成後、開示について代表取締役社長に具申する。
4. 代表取締役社長は取締役会に議案付議を行うとともに開示資料についても了承を求める。
5. 取締役会にて決定・承認後、情報取扱責任者は管理部に開示資料を証券取引所に登録するよう指示する。

<決算情報>



1. 管理部は関係部門と協力のうえ決算開示資料を作成し、監査法人のチェックを受けた上で情報取扱責任者に提出する。
2. 情報取扱責任者は決算資料開示について代表取締役社長に具申する。
3. 代表取締役社長は取締役会に決算案を付議し、決算開示資料についての了承を求める。
4. 取締役会にて承認後、情報取扱責任者は管理部に決算開示資料を証券取引所に登録するよう指示する。